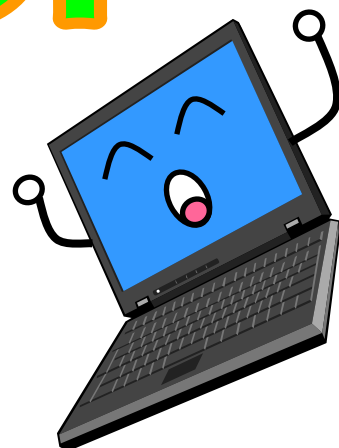


インターネットで



供託



平成24年1月10日から
供託のオンライン申請方法が
変わりました。

★供託申請の電子署名が不要になりました。

※ 会社等法人の申請では、代表者事項証明書等の提示か、電子署名が必要です。
また、代理人申請では、委任状等の提示が必要です。

★供託金払渡請求には、電子署名が必要です。

★かんたん申請、または申請用総合ソフトでの申請方法が選べます。

- かんたん申請では、
供託書正本は、窓口又は送付(注)での書面正本のみの交付になります。
- 申請用総合ソフトでの申請では、
供託書正本は、オンラインによる提供及び窓口又は送付(注)での書面正本
交付になります。

(注) 供託書正本の送付には、郵券が必要になります。
被供託者への供託通知書発送を請求した場合も、郵券が必要になります。



供託かんたん申請

電子署名が不要な申請を
簡単に行いたい利用者向け

供託ねっと
供託かんたん申請

Webブラウザだけで申請

- 電子署名が不要な申請のみ申請可能
- 添付書面がある場合は、窓口での提示又は送付が必要（添付書面情報のオンライン送信はできない）
- 供託書正本等の公文書は、書面によるものを窓口交付又は郵送送付（電子公文書での受領はできない）
- 処理状況の確認は、手続き完了後92日間であれば、可能
- 申請情報及び公文書の管理は、自己管理

供託の申請は、
どちらの方式でも
可能

供託の申請

供託物 払渡請求

供託物払渡請求は、
申請用総合ソフト
から申請

申請用総合ソフト

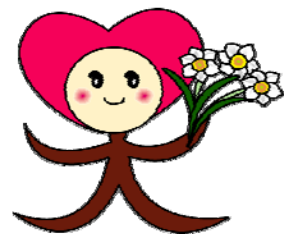
オンライン申請を繰り返し
行う利用者向け
(申請情報、電子公文書を
申請用ソフトウェアで
管理したい方等)

申請用総合ソフト

申請用総合ソフトをインス
トールし、同ソフトで申請

- 電子署名が必要な申請も、不要な申請も、申請可能（供託の申請を法人が行う場合には、資格証明書の提示又は送付が必要となるが、商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書を添付すれば、資格証明書の提示又は送付は不要）
- 添付書面情報のオンライン申請が可能
- 電子公文書のダウンロードが可能
- 処理状況の確認が可能（処理状況の情報は、PCに保存されるため、いつでも確認することが可能）
- 申請情報及び公文書のPCによる管理が可能（申請用総合ソフトで管理が可能）

窓口で、お気軽に
お尋ねくださいネ。



「ほっぴいちゃん」
京都地方法務局イメージキャラクター

詳しくは、**登記・供託オンライン申請システムホームページ**で
<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>

供託ねっと

検索

京都地方法務局



代表 075-231-0131
供託課 075-231-0295